

5万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び次項の規定は、平成17年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)の施行の日前に改正前の熊本県個人情報保護条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定により労働委員会がした処分その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなす。
- 3 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現にされている改正前の熊本県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第29条第1項の規定による申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の熊本県個人情報保護条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第68号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区(以下「開発地区」という。)内若しくは」、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第8条第1項の同意基本計画(以下「同意基本計画」という。)に係る同法第6条第3項の拠点地区(以下「6条拠点地区」という。)内において、同法第2条第3項の産業業務施設(以下「産業業務施設」という。)を設置した者若しくは同意基本計画に係る同法第2条第2項の拠点地区(以下「2条拠点地区」という。)内において、同法第6条第4項の教養文化施設等を設置した者若しくは同法第34条の認定計画に従って同法第33条第1項の過度集積地域内にある産業業務施設を6条拠点地区に移転した同法第34条の認定事業者」及び「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成3年法律第82号)第7条に規定する同意基本構想に係る同法第3条第1項に規定する特定商業集積(以下「特定商業集積」という。)を構成する同条第2項に規定する商業基盤施設(同項に規定する共同利用施設を除く。)を設置した者、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号)第7条に規定する同意地域輸入促進計画(以下「同意地域輸入促進計画」という。)に基づく同法第2条第1項に規定する輸入促進基盤整備事業により設置される施設を設置した者若しくは同意地域輸入促進計画に基づいて同法第4条第2項第2号に規定する特定集積地区において行われる同法第2条第2項に規定する輸入貨物流通促進事業に係る施設を設置した者」を削る。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

第4条の2第2項を削る。

第4条の3第1項第1号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下この項において「平成16年改正法」という。)附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「旧租税特別措置法」という。)」に改め、同項第2号及び第3号中「租税特別措置法」を「平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改め、同条第2項中「第2条又は」を削る。

第4条の8を次のように改める。

第4条の8 削除

第4条の10及び第4条の11を次のように改める。

第4条の10及び第4条の11 削除

第4条の12第2項及び第3項を削る。

第5条中「第2条、」を削り、「同項第1号、第2号、第3号又は第4号」を「同項各号」に改め、「低開発地域工業開発促進法第5条」を削る。

第6条中「第2条から第4条の12まで」を「第4条の2から第4条の4まで、第4条の6、第4条の7、第4条の9又は第4条の12」に改める。

第7条第1項中「第2条から第4条の12まで」を「第4条の2から第4条の4まで、第4条の6、第4条の7、第4条の9又は第4条の12」に改め、同条第3項中「同法第73条の26」を「同項」に、「第2条から第4条の12まで」を「第4条の2から第4条の4まで、第4条の6、第4条の7、第4条の9又は第4条の12」に改める。

第8条中「第2条から第4条の12まで」を「第4条の2から第4条の4まで、第4条の6、第4条の7、第4条の9又は第4条の12」に改める。

附則第2項中「、第4条の8第1項第1号、同条第2項」及び「、第4条の10第1項第1号、第4条の11第1項第1号」を削る。

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区（以下「開発地区」という。）内若しくは」を削る部分を除く。）並びに第4条の8、第4条の10及び第4条の11、第4条の12並びに附則第2項の改正規定は公布の日から、第4条の3第1項の改正規定は平成17年1月1日から施行する。
- 平成17年3月31日以前に開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第69号

山鹿市、宇城市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村及び菊池市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県港管理事務所設置条例の一部改正）

第1条 熊本県港管理事務所設置条例（昭和30年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「宇土郡三角町」を「宇城市」に改める。

（熊本県こども総合療育センター条例の一部改正）

第2条 熊本県こども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改める。

（熊本県立学校条例の一部改正）

第3条 熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下益城郡松橋町」及び「下益城郡小川町」を「宇城市」に、「鹿本郡鹿本町」を「山鹿市」に改める。

第4条 熊本県立学校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に、「阿蘇郡蘇陽町」及び「上益城郡矢部町」を「上益城郡山都町」に改める。

第5条 熊本県立学校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「菊池郡泗水町」を「菊池市」に改める。

（熊本県児童相談所条例の一部改正）

第6条 熊本県児童相談所条例（昭和39年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「宇土郡」を「宇城市」に改める。

第7条 熊本県児童相談所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「宇城市」の次に「、阿蘇市」を加える。

（熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第8条 熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表中「鹿本郡菊鹿町」を「山鹿市」に改める。

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部改正）

第9条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 菊池川水域の項中「、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町」を削る。

第10条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1 菊池川水域の項中「限る。）」の次に「、阿蘇市」を加え、「、同郡西合志町及び阿蘇郡阿蘇町」を「及び同郡西合志町」に改め、同表白川坪井川上流水域の項中「旧飽託郡北部町に限る。）」の次に「、阿蘇市」を加え、「、阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡高森町」を「、阿蘇郡高森町」に改める。

第11条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1 白川坪井川上流水域の項中「、阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村」を「及び阿蘇郡南阿蘇村」に改める。

第12条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1 菊池川水域の項中「、同郡三加和町、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町」を「及び同郡三加和町」に改める。

（熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部改正）